

4. グループホームの利用について

(1) グループホームの体験利用について

グループホームへの入居を具体的に検討している場合、正式な支給決定の前に、実際にそこで生活ができるかどうかを確認するため、一定期間（目安として原則8日間～最大30日間まで）の体験利用を支給決定することができます。

①対象者

ア. 指定障害者支援施設等の入所施設に入所している者

イ. 精神科病院等に入院している者

ウ. 家族等と居宅で同居している者

※ア～ウまでの者で、グループホームへの入居を希望している者。

②利用期間

1年に50日以内に限り利用できます。（連続した利用は支給決定日より起算して30日以内です。）

③支給決定

体験的な入居を行う以前に、障害支援区分の認定に係る調査をしてください。なお、体験的な入居後、正式に入居する場合は再度申請して支給決定を受ける必要があります。

④受給者証について

(四) 訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	共同生活援助
支給量等	共同生活援助基本 各月日数
支給決定期間	平成28年12月19日から平成29年1月10日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	グループホーム体験 H28.12.19～H29.1.10

体験利用の支給決定がある場合は、受給者証第四面のこの欄に表示されます。

⑤利用中の個別支援計画

個別支援計画には次の事項を必ず位置づけてください。

- 正式な入居に移行するための課題
- 目標
- 体験期間
- 利用にあたっての留意事項

⑥利用中の請求事務

体験利用の場合には、

介護サービス包括型共同生活援助サービス費（IV）（体験利用）

外部サービス利用型共同生活援助サービス費（V）（体験利用）

を算定してください。

⑦利用の流れ

通常の障害福祉サービスと同様です。（共通編2ページ参照）。

⑧サービス等利用計画

体験利用の支給決定時にサービス等利用計画が必要です。

⑨その他

体験利用後、正式に入居できなかった場合は、今後のグループホーム入居に向けた課題等を市に報告してください。（様式集33ページ参照）

（2）家賃助成（特定障害者特別給付費）について

① 家賃額の確認書類について

ア. 費用算定の対象となるのは、家賃額のみです。

その他費用については対象となりませんので、家賃証明書には家賃額のみをご記載ください。

家賃本体	光熱水費・日用品費 その他の日常生活費
------	------------------------

家賃助成の算定対象

「共益費」等のあやふやな名目の
費用の徴収は認められていません
(H18.12.6 障発第 1206002 号)

イ. 家賃額によって支給額が算定されますので、家賃額が変更になった場合は、更新月に関わらずその都度、家賃証明書を再度ご提出ください。

（注）家賃助成は、障がい者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するものとして設定された制度です。家賃額の変動が大きい場合には、その理由をお尋ねしていますのでご了承ください。